

一般質問「教育の変えるべきこと・変えるべきではないこと」

かわせみクラブ 竹村雅夫

かわせみクラブの竹村雅夫です。市議会議員として3期めの、最初の一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、「改革」ということが盛んに言われます。

しかし、「改革」が常に「改良」「改善」とは限りません。何かを変えた結果、かえって悪くなった場合はないのでしょうか。

教育問題で例をあげれば、ひところ「学校選択制」がブームになったことがありました。ところが実際に導入してみたら、学校間格差は拡大・固定し、地域との繋がりが薄れるなどのデメリットがたくさん出てきました。

そのため、長崎市や前橋市、東京都杉並区や江東区など、一度は導入したものの「学校選択制」を取りやめる自治体が相次ぎ、いまでは新たに「学校選択制」を取り入れようとする動きはほとんどありません。

むしろ、あらためて「学区」の役割を見直し、学校と地域との繋がりを重視した「コミュニティスクール」の流れが、主流になりつつあります。

つまり、「学校選択制」という「改革」は、成功したとは言えなかったわけです。

問題は「形」ではなく「内容」です。十分な教育議論なしに、ただ目先の変わったトップダウンの「制度いじり」だけが先行するなら、「改革」が「改悪」に終わってしまう可能性を危惧せざるを得ません。

昨年、鈴木市長、そして吉田教育長のもとで、新たな藤沢市の「教育振興基本計画」が策定されました。

海老根・前市長の時代のような派手な政策はありません。しかし今回の振興基本計画は、「学校教育ふじさわビジョン」から営々と積み上げられてきた、地味ではあるけれど、しっかりと地に足の着いた教育観に裏打ちされているように思います。

さらに、藤沢市教育委員会はこの4月から「支援教育」という新しい教育の理念を打ち出しました。私はこの「支援教育」こそ、今の時代にあって正面から取り組まなければならない重要な「教育改革」だと思います。ぜひ、藤沢の教育にしっかりと根付かせていただきたいと願っています。

今回は「支援教育」の課題を中心に、いま藤沢の教育が「変わらなければならないこと」と「変えてはならないこと」について、質問をさせていただきます。

1 教育の「変えるべきではないこと」について

まず、要旨1 教育の「変えるべきではないこと」について、うかがいます。

6年ほど前、私は全国学力学習状況調査で平均点が全国一位だった秋田県を訪ねたことがあります。その秋田県の中で、さらに平均点が県内トップだったという中学校を訪ねたのです。

このことは以前の議会でもお話ししたことがありますので、一部の同僚議員には重複する点がありますが、どうかご容赦ください。

さて、この学校はどんな学校だったと思われるでしょうか。

私も最初は、たとえば秋田市内の進学校で、校内にはテストの成績一覧表がずらっと張ってあるとか、塾通いが盛んだとか、……そんな学校を想像していました。

ところが、その中学校は都市部の学校ではありませんでした。

岩手県との県境に近い山の中に、人口3000人ほどの小さな村があります。

一面に緑が広がるその村には、小学校と中学校が1校ずつしかありません。その中学校が、「県内トップ」の学校だったのです。

3年生は全部で18人しかいません。子どもたちは皆、のんびりしています。塾通いは誰もしていません。というより、そもそも村には塾がありません。

学校と地域の繋がりが深く、総合学習も盛んです。村の道路の両側にはきれいな花がずっと植えられていました。それは生徒たちが地域の方と一緒に植えたものだそうです。

私は拍子抜けして、その中学校の先生に聞きました。

「学力テストの平均点トップって、どんなことをされたんですか？」

そう聞いたら先生は笑って、「特別なことはしていません」と言うんです。

ただ、学校として心がけてきたことはある。

そのひとつは、「わかる授業」「楽しい授業」をつくること。そのために授業研究には一生懸命に取り組んだ、と言っていました。その結果子どもたちは皆、「授業が楽しい」と言ってくれるようになったそうです。

そしてもうひとつ、「もし勉強につまずいている子がいたら、その子を置き去りにして授業を先に進めるのはやめよう。勉強がわからずに教室の隅でじっと耐えているような子を出さないようにしよう」ということを、学校の目標にしたそうです。

生徒たちもとても仲がよくて、もし、つまずいている仲間がいたらその子を手助けするそうです。つまり、いわゆる「学び合い」の関係も成り立っていた。

その結果、勉強につまずいている成績が下位の子がいなくなったから、平均点が上がったんです。この意味は、おわかりでしょうか。

学力の分布というと、通知表の5段階評価の影響で資料の1-1のように思われがちです。でも、実際にはこんな分布はしません。いま日本では、1-2のような「ふたコブラクダ」型の分布が指摘されます。学力の二極化です。

つまり、成績の上位グループは、いまでも高い学力を維持しています。

ところが、学習に意欲をなくしてしまっているもうひとつのグループが顕在化したことで、「平均点」が下がったのです。

ですから秋田の中学校では、この意欲をなくしているグループに注目して、その子たちに丁寧な指導を行った結果、「平均点」が上がったのです。

たしかに「特別なこと」をしたわけではありません。

わかる授業・楽しい授業、そして丁寧な指導。「競争」ではなく「共に学ぶ」教育です。つまり、極めて基本的なことを、オーソドックスに行っただけでした。

ちなみに、「秋田県内トップ」という話を聞きつけて、たくさんのマスコミが村に取材に来たそうです。ところが、特に報道することが何もなく困って帰っていったそうです。でも私は、義務教育の公立学校は、これでいいんじゃないかと思いました。

そもそも、「学校」とは何のためのものでしょう。学校とは、まず「授業」を受けるための場です。子どもたちは1日の大半を、授業を受けて過ごします。ですから、もし教育「改革」をいうなら、「授業の改善」こそまず第一に取り組まれるべきではないのでしょうか。

どんなに「制度」や「しくみ」の「改革」を進めたとしても、授業がおざなりであれば、何にもなりません。

「勉強」が「好き」という方は、あまりいらっしゃらないかもしれません。

でも、「勉強」とは、本当は楽しいもののはずです。もちろん、そこで言う「楽しさ」は、けっして興味本位のものではありません。基礎の段階では、九九のように、楽しくなくてもまず覚えなければならないこともあります。

ですが、何か新しいことを学んだり、自分が常識だと思っていたことが覆されたりすることは、本当は楽しいことのはずです。秋田の中学校が取り組んだような、子どもたちが「授業が楽しい」と言ってくれるような本質的な「授業改善」こそ、本当はめざすべき教育「改革」の基本なのではないでしょうか。

この「授業」について、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

(吉住教育部長) 授業は学校の教育活動の中で核となるものであり、子どもたちに意欲を持たせる最も重要な場面であると考えております。子ども一人ひとりの可能性を引き出し、学ぶことの大切さを実感させ、意欲を喚起させることが重要であり、そのために、子どもたちがもっと知りたい、学びたいと思うような「わかる授業」や、豊かな自然や地域の特性を生かした体験活動を取り入れるなど、興味関心を持てるような「楽しい授業」となるように、工夫をすることが大切であると考えています。

教員は、1時間の授業を効果的にコーディネートし、子どもたちが主体的に学び、基礎基本の定着を図るとともに、「生きる力」を育むための授業作りに努める必要があると考えております。

では、その授業で、どのような力を子どもたちにつけさせるのでしょうか。知識の「量」でしょうか？ 点数に換算される、受験のための学力でしょうか？

かつてPISAの国際学力比較調査において、日本の子どもたちの「学力低下」が言われて以降、「学力向上」が教育の大きな課題となりました。

ですが、そもそもそこで言う「学力」とは何かについて、どれだけ議論されたのでしょうか。

PISAが指摘したのは、詰め込み型の知識の「量」ではありませんでした。

子どもたちが主体的にものごとを考え、判断する力が十分育っていないことを指摘したはずですが、そのような視点がその後の教育「改革」論議に十分反映されていたとは、私には思えません。

教育委員会はこの「学力」とは何か、についてどのようにお考えでしょう。

(吉住教育部長) 教育委員会といたしましては、「学力」とは、単に基礎的・基本的な知識や技能だけを意味するものではないと考えております。学んだ知識を知恵に変え、生きて働く力として活用できる能力や、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動するなど、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものであると捉えております。

もちろん「授業が基本」と言っても、実際はそれこそが、もっとも難しいことかもしれません。

特に、いま藤沢ではベテランの先生たちが大量退職し、若い先生が増えました。

もちろん、フレッシュな若い力が学校に大きな活力を生んでくれていることも事実です。ですが、経験が少ないために、課題も生じているかもしれません。

良い授業を行おうと思ったら、十分な教材研究が必要です。ですが、若い先生たちは、日々の授業をこなし、クラスをまとめるだけで精一杯という場合も少なくありません。

先生たちを支援し、指導力を高めていくために、教育委員会はどのような研修などの方策をとっていらっしゃるのでしょうか。

(吉住教育部長) 教員の指導力を高めるための研修といたしましては、教科指導に関するものや、児童生徒指導に関するものなどがございます。

教科指導に関する研修につきましては、各学校が研修計画を作り、理科の予備実験や体育の実技等について授業研究を行ったり、教育指導課による計画訪問や、学校の課題に応じて研究を進める校内研究会において、教員が研究授業と研究協議を行い、指導主事による指導・助言を行っております。

さらに、藤沢市立学校教職員人材育成基本方針に基づき、元校長の学校人材育成支援員を学校に派遣し、授業力の向上を図るための指導や助言も行っております。

また、児童生徒指導に関する研修につきましては、各学校において、具体的な事例を取り上げ、スクールカウンセラー等による助言を交えながら、児童生徒が抱える問題への支

援・指導の在り方やいじめ問題への対応などについて、研修しているとともに、児童生徒指導担当者会において、各校の抱える課題について情報共有を図り、対応についての協議を行っております。

その他に、教員が自主的・総合的に研鑽を積むための場として、教育文化センターにおける各種研修講座や各種研究部会があり、教員としての幅広い知識やスキルなどを高めております。

教育文化センターというお話がありましたが、先日、教育文化センターが発行した「藤沢の四季」という冊子をいただきました。

ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

私は、「藤沢にもこんな素敵な四季があるんだ！」と、少し感動しました。

教育文化センターが発行する冊子は、先生たちが授業を行う上の、基礎研究のために編纂されたものですが、その域を越えて、私たちが読んでも新鮮な「知る喜び」を味わえる本だと思います。

こんな教材で授業を受けたら、子どもたちはきっと、「学ぶ」ことが大好きになるはずです。これはひとつの大切な例だと思います。

教材研究や指導方法の改善を個々の教師だけに委ねるのではなく、藤沢の学校全体で共有し、蓄積し、さらに深めていくためにも

この教育文化センターの役割は非常に重要だと思いますが、センターの今後については、どのようにお考えでしょうか。

(吉住教育部長) 議員ご指摘のように、教育文化センターでは、子どもたちが授業でわかりやすく、楽しく学べるように、教科に関する基礎研究や教材開発など、現代の課題に応じた新しい視点を取り入れながら研究等をすすめております。さらに、全ての子どもたちの学びやすさにつながるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや、いじめ防止、教室で気になる子どもへの理解と対応といった、教職の専門性を高める研修も数多く行っており、藤沢市の教育研究・研修の中核を成しております。

今後につきましても、藤沢の子どもたちが好奇心をもち、笑顔で楽しく学習をすすめられるよう、その指導に当たる教員の支えとなる基礎研究や教職研修の充実を図ってまいりたいと考えております。そして、先進的な研究によって得られた成果や新たな指導方法など、市内の教職員に積極的に発信していき、教育実践での活用を図ってまいります。

また、市民の方も対象とした、教育史や藤沢の自然に関する研修講座を開催したり、広い視野から教育を展望する教育文化講演会を開催したりするなど、知識や教養を高める講座も引き続き行ってまいります。

2 教育の「変えなければならないこと」について

次に件名2 教育の「変えなければならないこと」について、うかがいます。

いまから3年前、大阪の桜ノ宮高校で、部活動の顧問からの体罰を苦しめた生徒が自殺する、という痛ましい事件が起きました。

この事件を契機に、あらためて「体罰はあってはならない」ことや、「一人ひとりの子どもの声に耳を傾けよう」という論議が巻き起こりました。

あれから3年経ったいま、学校教育は本当に「変わる」ことができたのでしょうか。

桜ノ宮高校の事件が起きた当時、文部科学省は緊急に「体罰禁止の徹底」を通知するとともに、体罰の状況調査を行いました。

当時の藤沢市の学校における体罰調査の結果はどうだったのでしょうか。

(吉住教育部長) 桜宮高校の事件がありました平成24年度の市の体罰事案につきましては、8件の体罰事案を県へ報告いたしました。その内訳は、小学校3件、中学校が5件でございました。平成25年度は中学校の1件でございました。

つまり藤沢にとっても、体罰はけっして他所ごとではなかったわけですね。

資料2-1は、当時、神奈川新聞が掲載した記事です。

この記事を書いた記者は、こう言いました。

「藤沢の中学校で起きたことは、桜ノ宮高校で起きたことと、ほとんど変わらない。違うのは、たまたま生徒が自殺しなかったことだけだ。」

もちろん、これに対して教育委員会は体罰の禁止を徹底し、「力による指導に頼らない学校をつくる」という立場で徹底して取り組まれたと思います。

その結果、現状はどうなっているのでしょうか。体罰は根絶できているのでしょうか。

(吉住教育部長) 平成26年度に実施した「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果では、体罰の認知件数は平成24年度と平成25年度に実施した、過去2年間の調査結果に比べ大幅に減少しており、本市から県に報告した体罰事案はございませんでした。

しかし、調査の自由記述欄には、軽く頭を叩くなど体罰への発展が心配される行為や、教職員の言葉の暴力についての記載があり、校長が指導を行った事案がございました。

今後も、子どもの心を傷つける発言や威圧的な指導が行われることがないように、子どもの人権に配慮する意識啓発に継続して取り組んでまいります。

ぜひ、「力による指導」に頼らない学校へと「変わって」いただきたいと思います。

ただ、さまざまな児童・生徒や保護者に接する先生方の中には、本音もあります。

「綺麗事を言うけれど、現実はそのなりに簡単じゃない」

私も、そんなふうに使われたこともあります。

現実に、体罰が禁止されていることを知った生徒が、「殴ってみろよ。教育委員会にいつけぞ」と挑発してきた、という話も聞きました。

「体罰を禁止したら、学校は荒れるのではないか」という懸念もありました。

でも、本当にそうだったのでしょか。

体罰禁止の徹底によって、児童生徒指導が困難になったという傾向は見られたのでしょうか。

(吉住教育部長) 教育委員会といたしましては、体罰の根絶に向けて、教職経験年数に応じて実施している経験者研修や部活動顧問を対象とした学習会において、児童生徒が抱える問題を適切に把握し、一人ひとりの心情に寄り添う指導の重要性を繰り返し伝えることで、教職員の意識改革に取り組んでまいりました。

その結果、力による指導から児童生徒に寄り添う支援・指導へと転換されてきましたが、一部の児童生徒が教職員に対し暴言や不適切な態度を表す現状もあり、対応に苦慮しているケースもございます。

しかしながら、教育委員会といたしましては、今後も体罰の根絶に向け、教職員に対し、力による指導ではなく、子どもに寄り添う支援・指導の取り組みを徹底してまいります。

このような考えかたもできると思うのです。

昨年度の「『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の結果について」という報告を見ると、平成23年度に150件あった児童生徒の暴力行為は、24年度は70件、25年度は90件と、明らかに減少しています。

簡単には言えないでしょうが、少なくとも「体罰や力による指導をやめたら、児童生徒指導が困難になった」という傾向は、ここからは読み取れません。

むしろ、「荒れている」子どもの心に寄り添う指導に転換していった結果、子どもたちと先生との信頼が深まり、荒れが減少したのだと、私は信じたいと思います。

「問題行動」という言葉があります。これは普通、教師にとって「問題」のある、「困った」子ども、という意味です。「暴力行為」だけでなく、「不登校」も、文部科学省の分類上はいまでも「問題行動」です。

でも、もし「いじめ」によって学校に行くのが辛くなった子がいたとしたら、「問題」があるのはその子ではなく、いじめのある学校の側ではないのでしょうか。

授業に集中せず、騒いだり立歩いたりする子がいます。その子は、なぜ落ち着かないのでしょうか。

もちろん学校は集団生活の場ですから、守るべきルールはきちんと指導しなければなりません。

しかし、その子はもしかしたら、「授業がわからない」「授業がつまらない」のかもしれませんが、だとしたら、そんな授業しかできない教師の側こそ「問題」です。

また、今まで「問題のある子」「困った子」と思われてき子どもの中に、いわゆる「発達障がい」が疑われる子どもがいた、ということもわかってきました。

その子たちは、自分でもどうして怒られるのかわらず、自信をなくし「困っている」わけです。もしかしたら、「体罰」を受けていたのはそんな子どもだったのかもしれない。

「困った子」とは、何でしょうか。

「教師にとって、手のかかる困った子」のことでしょうか。そうではなく、障がいであったり、家庭にさまざまな問題を抱えていたり、「勉強がわからない」「自分に自信が持てない」などという、

「子どもにとっての困りごと」こそが「問題」なのだと、視点を転換することが求められているのではないのでしょうか。

(吉住教育部長) 議員ご指摘の通り、教員にとって「手のかかる困った子」ととらえるのではなく、様々な「困りごとをかかえた子」という視点に立ち、一人ひとりの実態を把握し、適切な支援を行っていくため、「子どもにとっての困りごと」に目を向けることが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、子どもを取りまく様々な課題に対して、一人ひとりの教職員が子どもたちの困りごとに目を向けるとともに、教職員が一人で抱え込むのではなく、校内支援担当者を中心にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した校内支援体制を整え、チームとして支援できるよう、人的支援を含めた教育環境を整備してまいります。

いま話題になっているドキュメンタリーに、「みんなの学校」という映画があります。

大阪にある大空小学校という学校の1年間を記録した映画です。

この学校には特別支援学級はありません。おおぜいの障がいのある子や、すぐに暴力をふるってしまう子、学校から逃げ出してしまう子なども、みな同じクラスで共に学んでいます。目標は「不登校ゼロ」です。

先日、下村文科大臣の提案で、文部科学省が職員対象にこの映画の上映会を開いたそうです。私も先日、この映画を見ましたけれど、心が震えました。

すぐに学校から逃げ出してしまう子どもが転校してきました。前の学校では先生たちがみな頭を抱えていた、有名な「問題児」でした。

ところがある出来事がきっかけで、その子がすっかり落ち着いて、教室にいるようになります。

そのことについて、校長先生がこうおっしゃる場面が出てきます。

「あの子は何も変わっていない。みんなの、あの子に対する見方が変わったんだ。だから、学校があの子にとって安心できる場所になったんだ」

校長先生は、他の子が嫌がることをした子どもにはきわめて厳しく接します。でも同時に、「その子がなぜそんなことをしたのか」と、つねに考えます。

それをせずに、ただ一方的に子どもを怒鳴りつけた若い先生に、「あなたは教師をやめた方がいい」とまで言う場面も出てきます。

「困った子」ではなく「困っている子」なのだ、とは、こういうことなのだと、具体的な実践を通して私たちに教えてくれる映画だったと思います。

このように、「困っている子」という視点に立って一人ひとりへの支援を考えていく教育こそ、「体罰」に象徴される教師の側からの一方的な指導の対極にあるものではないでしょうか。

教育委員会はこの4月から、「支援教育」を藤沢の教育理念に位置づけられました。

この「支援教育」とはどのようなことなのか、お聞かせください。

(吉田教育長)本市教育委員会では、これまで、一人ひとりの困りごとに応じた支援・指導を「特別支援教育」として、推進してまいりました。しかし、「特別支援教育」という言葉は、障がいのある子どもへの支援・指導と捉えられることもあり、これまでの「特別支援教育」の考え方を、より大きな概念で捉える「支援教育」に改めるよう整理をし、「特別支援教育」を包含するものとした。「支援教育」の考え方は、「ともに学びともに育つ」学校教育をめざし、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの困りごとに応じた支援・指導を行うこととさせていただきます。

「藤沢の支援教育」を推進するために、学校は、子どもが個に応じた適切な支援や教育が受けられるよう、校内支援体制を充実させ、多様で柔軟な取り組みができるよう、子どもを中心とした学校教育環境を実現していくことが大切とさせていただきます。

また、教員は、あたたかな学級づくり、わかる授業づくり、保護者との連携につとめ、子どもたちに適切な支援を行ってまいります。

「たった一人の問題にかかわっていたら、きりがいい」という先生もいます。

ですが私は「支援教育」とは、「教育のユニバーサルデザイン」なのだと思います。障がいのある子どもでもわかりやすい授業、さまざまな課題を抱えた子どもでも安心していただける教室を作ろうとしたら、実はどの子どもにもわかりやすい授業になった。誰もが安心できる教室ができた。

「ひとり」を大切にすることは、「みんな」を大切にすることにつながります。大空小学校の実践は、そのことを証明しています。「みんなの学校」の「みんな」とは、そういうことなのだと思います。

逆にいえば、「ひとり」を大切にできない画学校が、「みんな」を大切にできるとは思えません。

ただ「支援教育」には、子どもの「困りごと」を見抜こうとする先生の姿勢と感性が求められますが、一方で子どもの「困りごと」とはどんなことなのか、知識も必要ではないでしょうか。

たとえば性同一性障がいや悩んでいる子どもがいても、先生がセクシュアル・マイノリティ

について何も知らなければ、その子の悩みに気づきようがありません。

いま学校には「子どもの貧困対策のプラットフォーム」の役割が求められています。ですが、「子どもの貧困」の存在を知らなければ、生活困窮家庭の子どもたちを支えようがありません。

外国につながる子どもについても、単に「言葉」の問題だけでなく、さまざまなアイデンティティーや、在留管理制度上の問題も知っておく必要があるでしょう。

もちろん知識がなくても、ひとり一人の子どもに寄り添おうとする姿勢を持った先生は、すぐれた実践をしておられます。

しかし、やはり、子どもたちの「困りごと」とは何かについて先生たちに学んでいただき、共通理解をはかることも必要ではないでしょうか。

子どもたちが抱える様々な課題について、教職員の理解が必要ではないでしょうか。人権教育研修などの、今後の取り組みの方向性を伺います。

(吉田教育長) 子どもたちが抱えている様々な「困りごと」を解決していくためには、教職員が人権課題について理解し、子どもの人権に配慮した視点に立って、一人ひとりに適切な支援をしていくことが、重要であると捉えております。

そのため、教育委員会といたしましては、人権教育の視点に立った支援教育を推進し、教職員の意識の向上を図る研修を行い、すべての子どもたちが、笑顔で過ごせる学校づくりを進めてまいります。

3 支援教育を進める上での条件整備について

最後に件名3 「条件整備について」うかがいます。

私は最近、この「支援教育」について先生たちとお話しする機会があります。

「本当に大切なことだ。ぜひ、取り組もう。」という方もいらっしゃいます。

でも、「一人ひとりに寄り添った丁寧な指導」は、言葉でいうほど簡単なことではありません。「学校はたくさんの課題を抱えてもう限界だ。それなのに、さらに個別指導まで求めるのか」という声にも、実は少なからず出会うのです。

教育委員会は支援教育について、学校現場からそのような声があがっていることは、承知しておられるでしょうか。

(吉住教育部長) 教育委員会といたしましても、そのような声が上がっていることは承知しております。

教育委員会といたしましては、子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」学校教育を推進する支援教育の考え方は、児童生徒指導上とても重要であると捉えていることから、教員だけに負担がかかることがないように、人的配置や教育環境整備等の手だてを考え、学校の支援に努めてまいりたいと考えております。

私は「支援教育」とは、たとえば生活困窮者支援で言う「川上の支援」なのだと思います。

「問題」が深刻になってから「川下」で対応するより、もっと「川上」で早期の支援をした方が、はるかに解決にもつながりやすい。

また、何も担任や学校だけで抱えずに、スクールソーシャルワーカーの手を借りたり、養護学校の地域支援を使ったりして、支援のネットワークを作ろう、ということですよ。

実は、その方がはるかに先生たちのエネルギーは少なくてすむはずなのです。

ただ、日々の対応に追われる学校現場にとって、「支援教育の理念はわかるが、これ以上は限界だ」という切実な声も、無視はできないと思います。

3-1と3-2の資料は文部科学省がいま進めようとしている「チーム学校」という構想の作業部会の資料ですが、うつなどの精神疾患で休職する教職員は、依然として高止まりを続けています。

精神疾患に至る原因は、難しい児童・生徒指導や、保護者対応などもあると思いますが、もうひとつは勤務時間の長さです。休憩時間がほとんどとれないことや、休日出勤の多さなどによる疲労も原因とされています。

では、藤沢市の場合はどうでしょうか。教員の場合、「時間外勤務」という概念はありませんので、把握に難しさがあるとは思いますが、

一般の企業や事業所における「時間外勤務」に相当する教職員の夜間・休日等の勤務はどれほどにのぼっているか、把握はしておられるでしょうか。

（吉住教育部長）学校現場におきましては、授業や児童生徒指導、部活動指導など、直接児童生徒にかかわる業務がございます。それ以外にも、授業準備や成績処理、会議・打ち合わせ、校務分掌事務、報告書作成など様々な業務があり、これらの業務は児童生徒の下校後に行われるため、勤務時間内だけでは間に合わず、時間外に及んでおります。加えて、本来保障されるべき休憩時間も十分にとれていないという現状もございます。

さらに教員には時間外勤務手当がなく、その代わりに、教職調整額として給料月額の4パーセントが一律に支給されておりますが、勤務実態とは大きく乖離している場合もございます。

したがいまして、教職員の勤務実態につきましては大変きびしいものがあると考えております。

以前、ある中学校で警察もかかわるような生徒指導上の「問題」が起きました。

でも先生たちは、その「問題」を起こした生徒が、家庭的に非常に厳しい状況にあったことに気づきます。

その生徒は実の母親から、「あんたなんか生まれてこなければ良かった」とまで、言われていました。でも、その子はそれでもお母さんのことが好きなんです。

そのことを知って、先生たちはその子の家に通います。お母さんの辛い思いも聞き、その生徒の学校では見せない別の姿も見る。

そして、お母さんと、その子をつなげようとします。だって、その子のした行為ではなく、そこが「問題」なのだから。

地域の公立学校が本当に「支援教育」にとりくんでいけば、そこまでせざるを得ない現実につつかることがしばしば出てくるでしょう。

ですが、だからといって、教職員に超人的な勤務を求めるわけにはいきません。

これは、学校現場がつねに突き当たる矛盾です。では、どうするのか。

私は、「だから支援教育なんてできない」ではなく、だからこそ、教職員の多忙解消にも、同時に取り組むことが重要だと思うのです。

わかっている、いままで手がつけられずに来た「多忙」の問題こそ、学校の「変えなければならない」ことのひとつだと思います。

学校現場の「多忙化解消」について、どのようにお考えでしょうか。

（吉住教育部長）学校現場の多忙化解消につきましては教育委員会としても大きな課題であると考えております。

多忙化解消に向け、本市教育委員会独自に取り組んだことといたしましては、学校業務の効率化をはかるために、昨年度より中学校及び特別支援学校におきまして校務支援システムを導入し、今年度からは学校給食費を「公会計」方式へ移行いたしました。また、スポーツ振興センター給付金につきましては、振り込みを学校の口座ではなく、保護者の口座に直接振り込むようにいたしました。神奈川県教育委員会への人的配置の要望等にも引

き続き取り組みながら、今後も教職員が児童生徒と接する時間や、授業の研究・準備などを行う時間を増やすことができるよう検討してまいります。

私は、教育とは基本的に人の手による営みですから、多忙化解消の基本は人手を増やすことだと思っています。ある校長先生とお話ししたとき、「人手さえあれば、いまの教育の抱えている問題の8割は解決する」とおっしゃっていました。私も同感です。

ただ、財政的な問題を含め、それがただちに実現できるとは思っていません。そのことをふまえて、せめて一点、要望をさせていただきます。

藤沢では10年ほど前、冬の八ヶ岳野外体験教室で先生が心疾患を発症して亡くなるという事故が起きています。

連日遅くまで仕事を続け、八ヶ岳へも日帰りで打合せに出かけ、無理に無理を重ねた末に、子どもたちの目の前で倒れて亡くなりました。

残念ながら、私は現在の教職員の勤務状況を考えると、こうした事故がふたたび起きても不思議ではない、と危惧しています。

3-2の資料でも、時間外勤務の「平均」でひと月あたり40時間を越えています。ですが、これは「平均」です。部活の大会や成績処理、生徒指導などが集中すれば、この2倍、3倍の勤務はざらです。

厚生労働省は、ひと月あたりの時間外勤務が80時間を越えれば、心疾患を発症する可能性が高まると指摘しています。

私は教職員の勤務について、厚労省のガイドラインである夜間・休日労働をひと月あたり80時間以内に納めるよう、対策をはかる必要があると思っています。

労働安全衛生委員会の設置などを含め、このことについてぜひご検討くださいますよう、要望とさせていただきます。

ただ、多忙化解消の問題は教育委員会だけに求めるべきものだとは思いません。

教育委員会も、校長会も、教職員のみなさんも、それぞれの立場で考え、取り組む必要があると思います。

多くの先生たちは、子どものためであれば夜遅くまで、あるいは土・日も仕事をすることを厭いません。ですが、長時間の勤務で疲れ切って、そのために授業がおろそかになったり、「困りごとを抱えた」子どもへの支援にとりくめないようであれば、本末転倒になってしまいます。

限られた時間の中で仕事に優先順位をつけること。時には「休む」「早く帰る」ことも大切だ、という職員室文化をつくること。そのために、ぜひ教育関係者のみなさんの間でも話し合っていたいただきたいと思います。

そのような学校文化に「変えていく」ことも必要ではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

（吉住教育部長）教員の超過勤務の抑制につきましては、心身の健康維持、能率的な業務遂行の確保、ワーク・ライフ・バランスの推進等の観点からも必要であると考えております。現在、学校においては勤務時間外に及ぶ業務が多くあり、早く帰ることができないという実態がございますが、教育委員会としましては、超過勤務を抑制するために、現在、学校の状況に応じて月に1日以上をノー残業デーとして設定するよう学校に呼びかけております。

今後は、教職員へのアンケート等を行い、多忙な状況の要因の把握に努め、多忙化を解消するための方策を検討してまいります。

そのうえで、超過勤務を抑制する学校体制づくりについて学校に働きかけるとともに、教職員に対しても超過勤務を抑制するよう意識啓発を行ってまいります。

私は以前、東京都杉並区の和田中学校を訪ねたことがあります。

民間人校長の藤原和博氏が始めた「夜スペ」という、学習塾による夜間補習授業を見に行きました。

その上で言うと、私は「夜スペ」には否定的です。

ただ、藤原校長の学校の現状に対する見立ては、間違っていないと思いました。

藤原校長は、民間出身の立場から見て、教職員の多忙は異様だ、と言うんです。そして、藤原校長が多忙解消のために行ったことがあります。それは、教頭をふたり配置にすることでした。

ひとりには、教諭出身の教頭。そしてもうひとりには、事務室の事務職員出身の教頭でした。

教諭出身の教頭には、授業や生徒指導など、「子どもに向き合う」仕事に専念してもらおう。一方、事務的な仕事については、事務職員出身の教頭に決裁権限も含めて委譲をする。先生たちが抱えている仕事を洗い出して、そのうち書類の作成や教材の発注などは、できるだけ事務室に移管する。そうして教育指導と事務を分離して、先生たちが「子どもに向き合う」ことに専念できる環境を作ろうとしていたわけです。

「夜スペ」ばかりがクローズアップされた和田中学でしたが、実は非常に大切な「改革」を行っていたと思います。

いま、文部科学省は「チーム学校」という構想を進めようとしています。この構想の中でも、3-3の資料のように学校内の役割分担を見直し、先生が子どものことに専念できる環境を作る、という考えが提示されています。

私も、その鍵を握るのは事務職員だと思います。

事務職員の役割は学校にとって非常に大切であり、その力もっと活かすことが「学校改革」につながっていくと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

（吉住教育部長）事務職員につきましては、学校の管理運営全般にわたる庶務、人事、会計、教務等の事務をその職務内容としており、学校運営には欠かすことのできない職でございます。しかし、その職務を一義的に規定することは困難であり、今後は様々な業務を

精査するとともに、今年度設置いたしました「藤沢市立学校事務連携組織」においても、事務職員が担う業務が学校運営に寄与することができるよう検討してまいりたいと考えております。

「体罰」問題を契機に、藤沢の学校は「力の指導ではなく、一人ひとりの子どもに寄り添う教育をめざそう」と誓ったはずです。「支援教育」は、そのひとつの答えでもあると思います。

もちろん、簡単なことではありません。「机上の空論だ」という声もあります。

ですが、「支援教育」をすでに実践してきた学校もいくつもあるはずです。

非常に困難な課題を抱えた生徒や保護者と、“排除”ではなく、「受け入れ、寄り添う。ただ、その上でダメなものはダメと明確にする。」方針で向き合いきった学校があります。

子どもたちの“荒れ”の背景に「貧困」の存在をみつけ、本質的なところで支援のとりくみを始めた学校があります。けっして、「机上の空論」ではありません。

たしかに「支援教育」は、遠い「理想」かもしれません。でも、理想を忘れたとき、教育は教育ではなくなります。私は、その理想の実現を応援したいと思います。

どうもありがとうございました。